



栃木市多文化共生推進プラン

～ともにつくる 多文化共生のまち 栃木市～

令和8年3月



栃 木 市



はじめに

栃木市では、近年、外国人住民の数が増加しており、多様な文化や背景を持つ方々がともに暮らす社会が広がっています。

このような状況を踏まえ、本市では、日本人住民と外国人住民とが、互いの文化や考え方の違いを理解し、尊重し合い、ともに歩むまちづくりを推進するため、「栃木市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。



本市における多文化共生は、単なる国際交流にとどまらず、住民一人ひとりが安心して生活できる環境の整備、教育や福祉サービスの多言語対応、災害時の協力体制構築、地域社会への積極的な参画など、具体的な施策を含む包括的な取組が求められています。

外国人住民が地域社会の一員として、日本人住民とともに活躍できることは、本市の活力と魅力をさらに高めるものとなります。

今後「ともにつくる 多文化共生のまち 栃木市」をキャッチフレーズに、本プランを指針として、行政・地域・市民が一体となり、多様性と包摂性を尊重した共生社会の実現を目指してまいります。

栃木市が、誰もが安心して暮らすことができ、互いに支え合い、豊かさを分かち合えるまちとなるよう取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月 栃木市長 大川 秀子

目次

第1章 プランの概要

- 1 プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 プラン策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 栃木市の現状と課題

- 1 栃木市の外国人住民の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 4 多文化共生社会の実現に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・16

第3章 プランの基本理念と基本目標

- 1 基本理念（目指すべき姿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第4章 プランの内容と推進

- 1 施策事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 施策事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3 プランの推進体制と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第5章 参考資料

- 1 栃木市多文化共生推進プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 2 栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱・・・・・・・・・・37
- 3 栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会参加者・・・・・・・・・・39
- 4 栃木市外国人住民数統計
(在留資格別国籍・地域/年齢別国籍・地域)・・・・・・・・・・41

第1章 プランの概要

1 プラン策定の背景

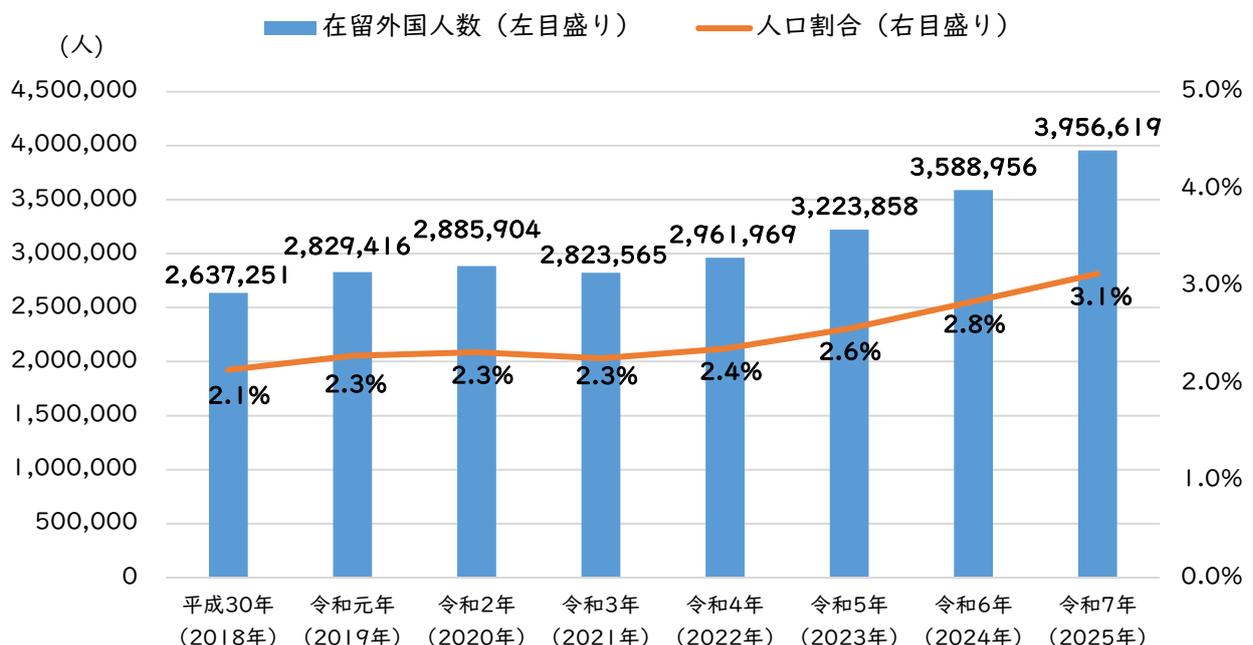
法務省のまとめによると、国の在留外国人数は、令和7年6月末現在で395万6,619人（在留外国人統計）となり、前年6月末（358万8,956人）に比べ、36万7,663人（10.2%）増加しました。

国は、少子高齢化による人口減少を背景に、深刻化する人手不足を補い、即戦力となる外国人の雇用を促進するため、令和元年4月に改正出入国管理法及び難民認定法を施行し、新たな在留資格「特定技能」を創設しました。世界的なコロナ禍の影響により、一時的に在留外国人数が減少した時期もありましたが、コロナ禍が落ち着き、入国制限が緩和された後は、毎年、前年を上回るペースで増加しており、今後も、外国人材の育成とキャリア形成を図るため、現在の「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」の施行に向けて調整を進めるなど、外国人労働者の受入を拡大しています。

栃木市においても、全国的な状況と同様に、外国人住民数（※1、住民基本台帳法上）は年々増加しており、令和7年10月1日現在で5,929人となり、過去最多となっています。

本市ではこれまで、栃木市国際交流協会と連携し、外国人相談窓口を設置するなど、多文化共生の推進に取り組んできました。しかし、社会情勢の変化や新たな課題への対応が求められるようになってきていることから、有識者の意見やアンケート結果等に基づき、新たな施策を盛り込んだ多文化共生推進プランを策定し、今後の本市における多文化共生社会（※2）の実現に向けた方向性を示します。

国の在留外国人数 推移（各年6月末現在）





用語解説

※1 「外国人住民」とは

住民基本台帳法では、日本国籍を有しない人のうち、市町村の区域内に住所を有する人を「外国人住民」としていますが、本プランでは、日本国籍を有していない本市の住民に加え、日本国籍を有していても、文化的背景などが外国にルーツを持つ本市の住民も含めて、外国人住民という言葉を用いることとします。(ただし、本プランP6～P8、P41・P42の外国人住民数を示したグラフは、住民基本台帳法上の外国人住民の人数です)

本プランにおける他の「外国人」の表記について

「在留外国人」……………日本に中長期的に滞在する外国人

「外国人」……………市内・市外在住を問わず、日本国籍を有しない人

「外国人児童生徒等」…小学校・中学校に通う日本国籍を有しない児童生徒及び日本国籍を有する外国にルーツを持つ児童生徒 (ただし、本プランP9の外国人児童生徒数を示したグラフは、日本国籍を有しない児童生徒の人数です)

「外国人労働者」……………日本国籍を持たず、日本国内で働く労働者

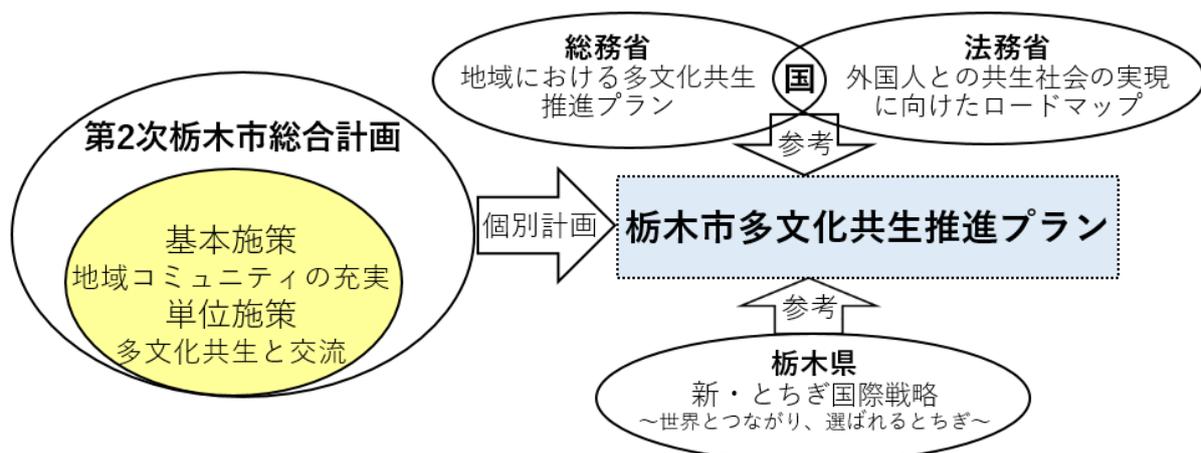
※2 「多文化共生」とは

本プランで、多文化共生とは「互いの文化や考え方の違いを理解し、それらを社会の力として生かしながら、誰もが尊厳を持って安全安心に暮らせる社会を築いていくこと」と定義します。

2 プランの位置付け

本プランは本市の最上位計画である「第2次栃木市総合計画」(令和5年3月策定)の基本施策「地域コミュニティの充実」にある、単位施策「多文化共生と交流」の個別計画として位置付け、多文化共生推進における基本計画とします。

また、国の「地域における多文化共生推進プラン」(総務省)や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(法務省)、及び栃木県の「新・とちぎ国際戦略～世界とつながり、選ばれるとちぎ～」の内容を参考にして、策定しました。



3 プランの期間

本プランの計画期間は、社会情勢の変化や、本市を取り巻く情勢の変化、ニーズの変化等、様々な変化に対応するため、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和12年度に次期プランを策定することとします。

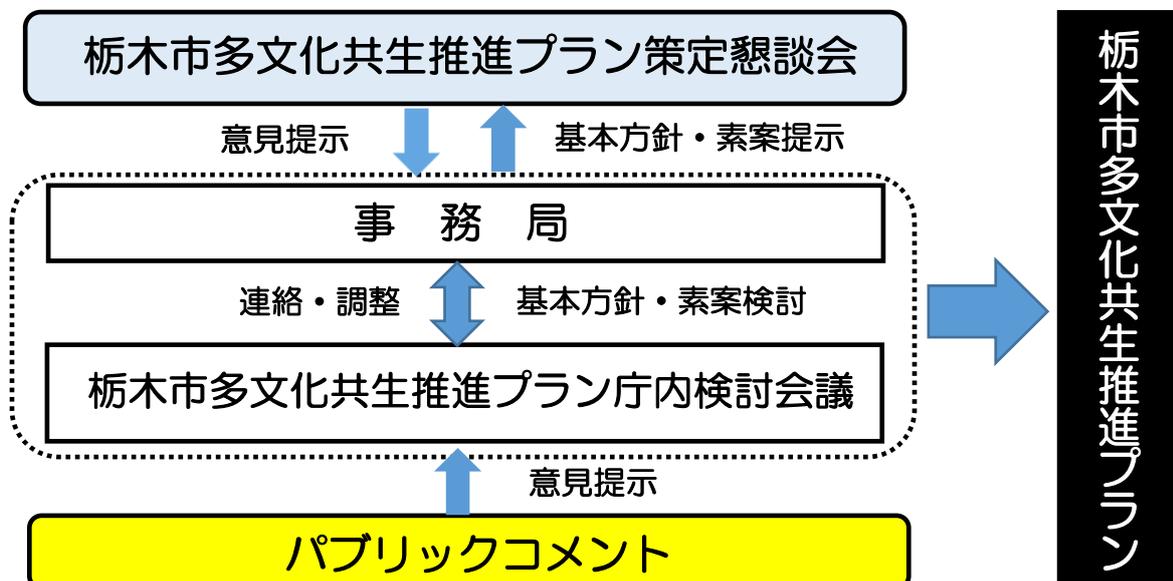
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|----------------|--------|-------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 第2次栃木市総合計画（前期） | | | | | 第2次栃木市総合計画（後期） | | | 第3次栃木市総合計画 | | | | |
| 栃木市多文化共生推進プラン | | | | | | | (次期)栃木市多文化共生推進プラン | | | | | |

4 プラン策定体制

本プランの策定に際しては、幅広い意見が反映されるように、本市の多文化共生推進に関係する組織、団体、民間企業の代表者等で構成する「栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会」を組織しました。

また、庁内関係課からの意見を反映して施策の推進を図るため、「栃木市多文化共生推進プラン庁内検討会議」を組織しました。

さらに、市民からの意見を本プランに反映させるため、パブリックコメントを実施しました。



第2章 栃木市の現状と課題

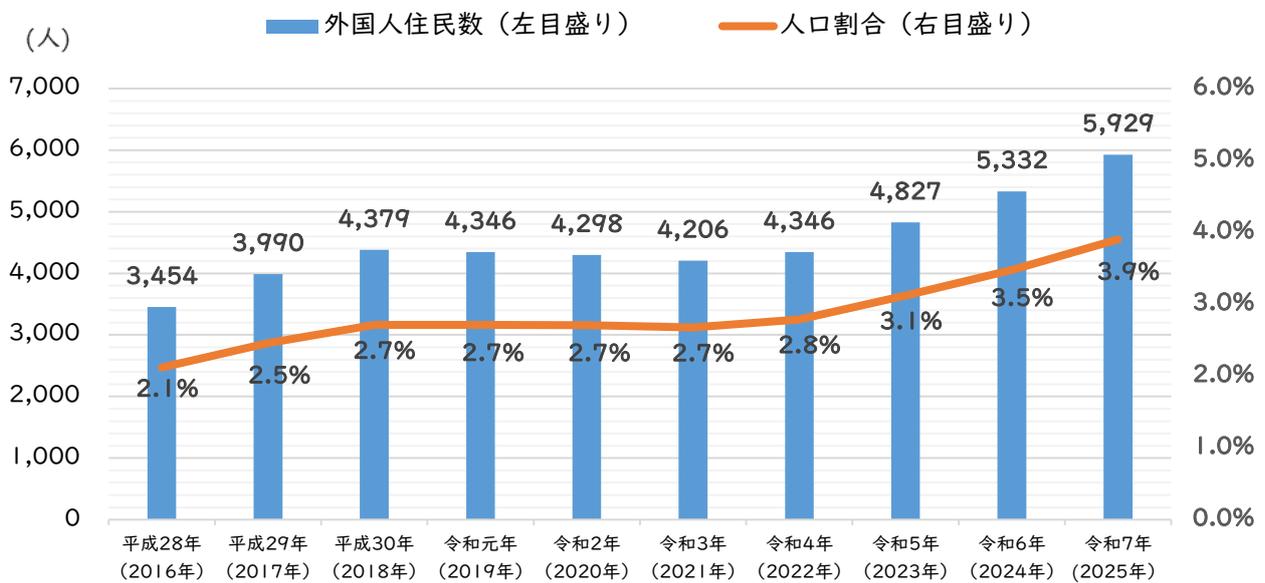
1 栃木市の外国人住民の現状

(1) 外国人住民数の推移

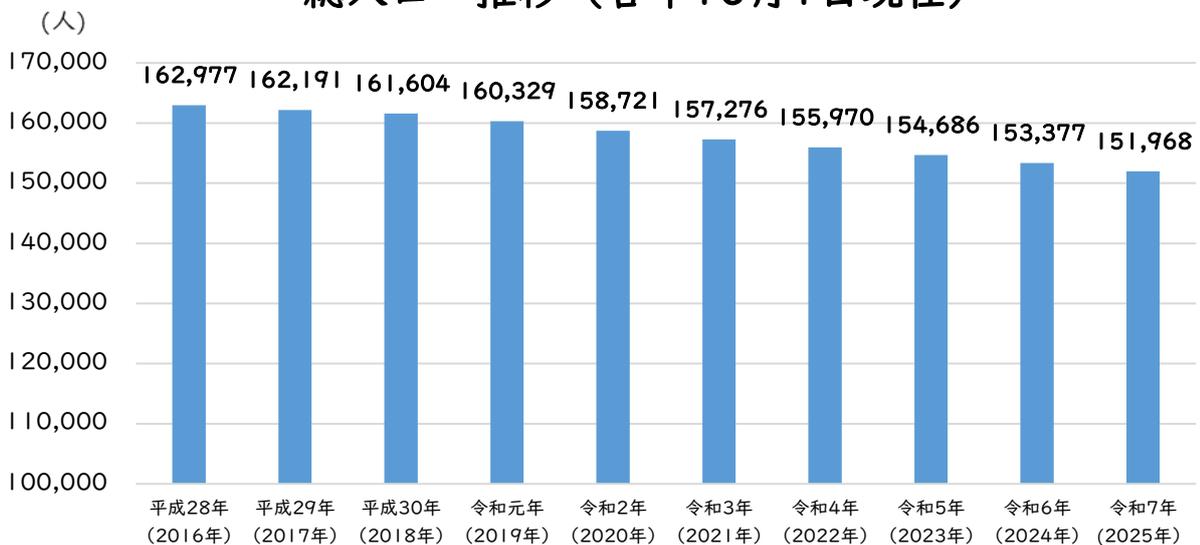
栃木市の外国人住民数（住民基本台帳法上）は、令和7年10月1日現在、5,929人で、本市の総人口に占める割合は3.9%になっています。

平成28年からの推移をみると、世界的なコロナ禍の影響等により、令和3年には4,206人と若干減少しましたが、その後は増加に転じ、令和4年から3年間で約1,583人と大幅に増加し、本市の総人口が減少するなか、外国人住民の占める割合は年々増加しています。

外国人住民数 推移（各年10月1日現在）



総人口 推移（各年10月1日現在）



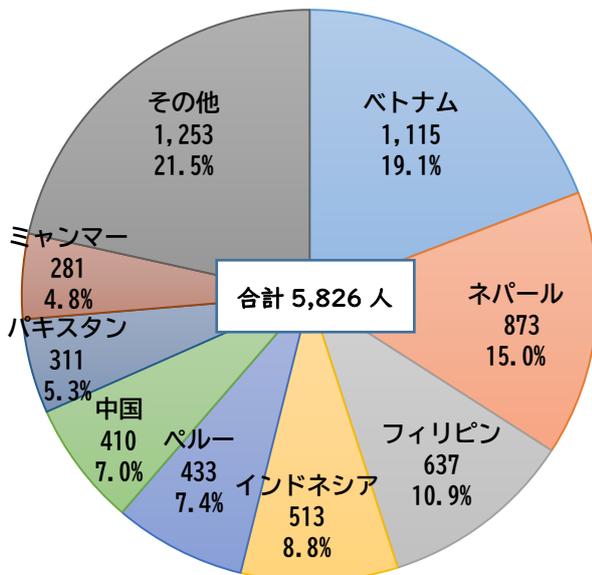
(2) 国籍別及び在留資格別外国人住民数

令和7年6月末現在の出入国在留管理庁公表データによると、本市の外国人住民数 5,826 人のうち、国籍別で最も多いのが、ベトナム国籍の 1,115 人で、全体の 19.1% を占め、続いてネパール国籍 873 人 (15.0%)、フィリピン国籍 637 人 (10.9%) となっています。

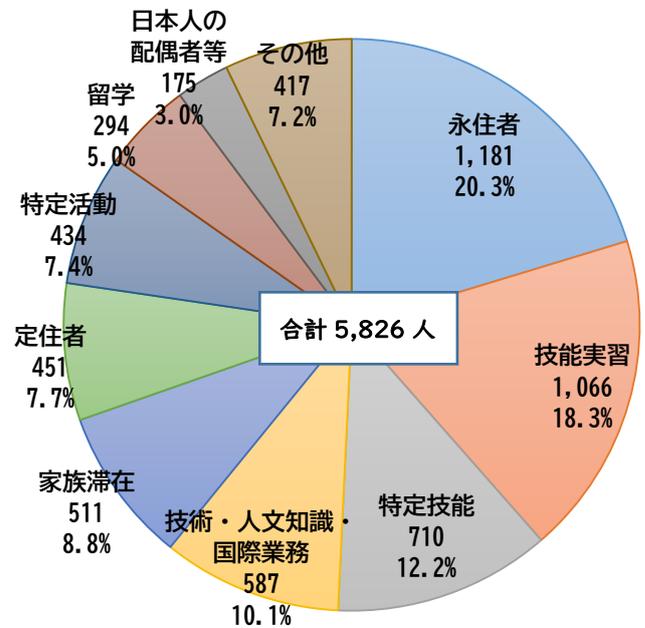
また、在留資格別で最も多いのが、永住者の 1,181 人で、全体の 20.3% を占め、続いて技能実習 1,066 人 (18.3%)、特定技能 710 人 (12.2%) となっています。

国籍別の在留資格 (参考資料 P41 記載) をみると、ベトナム国籍の人は技能実習生や特定技能が多い、ネパール国籍の人は留学や家族滞在が多い、フィリピン国籍の人は永住者や定住者が多いなど、国籍によって在留資格に特徴があります。

国籍別 外国人住民数
(令和7年6月末現在)



在留資格別 外国人住民数
(令和7年6月末現在)



主な在留資格一覧

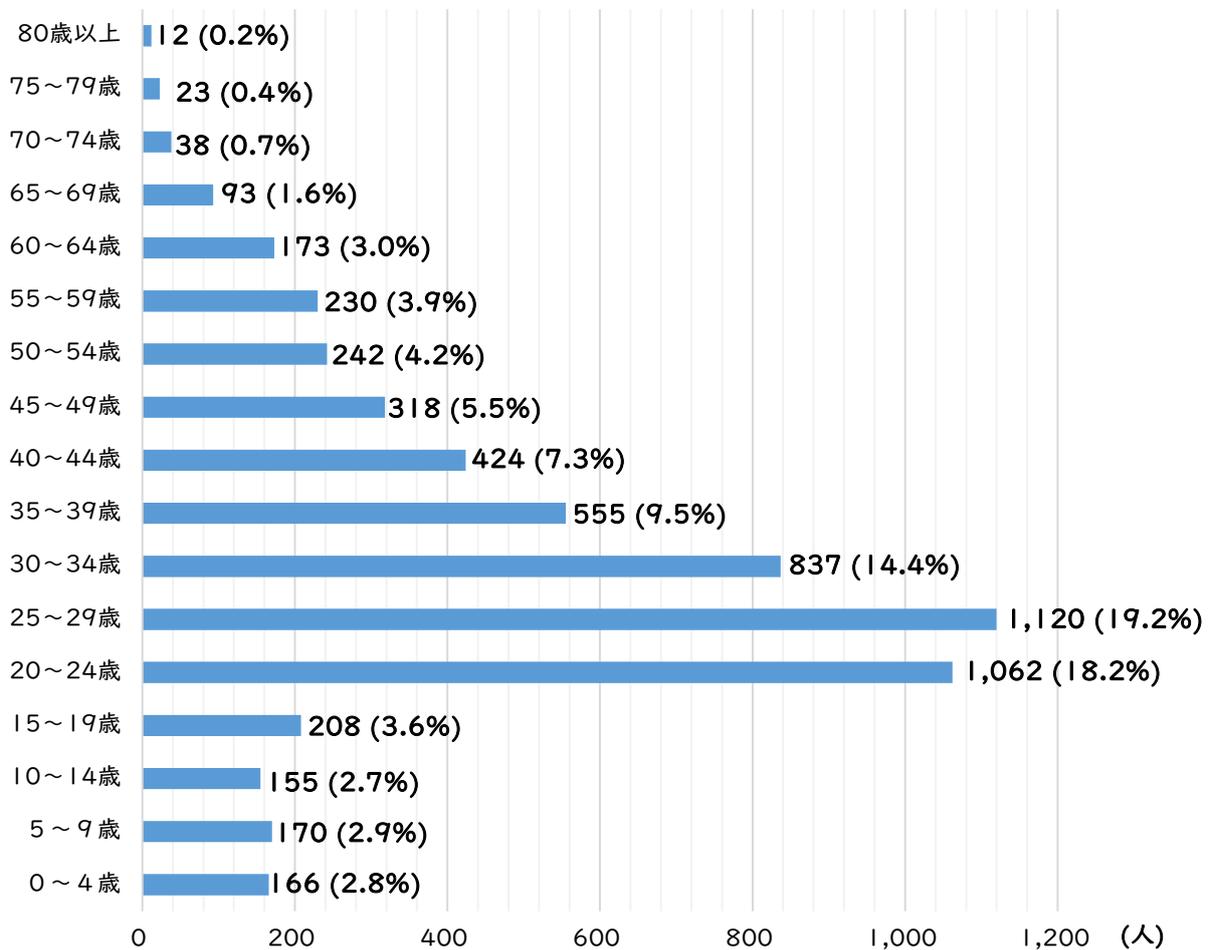
| 在留資格 | 説明 | 在留資格 | 説明 |
|--------------|----------------------------|----------|----------------------------------|
| 永住者 | 法務大臣から永住を認められた者 | 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮して定めた者 |
| 技能実習 | 技能を習得するために来日する研修生 | 特定活動 | 法務大臣が個別に指定する者 (看護師・介護福祉士等) |
| 特定技能 | 特定の分野で即戦力となる技能生 | 留學 | 日本の大学、高等学校、専門学校、特別支援学校等で教育を受ける学生 |
| 技術・人文知識・国際業務 | エンジニア、IT 技術者、翻訳家、コンサルタントなど | | |
| 家族滞在 | 就労資格を持つ外国人の扶養を受ける配偶者や子 | 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者や子 |

(3) 年齢別外国人住民数

令和7年6月末現在の出入国在留管理庁公表データによると、外国人住民数5,826人のうち、年齢別では、20歳代、30歳代の若年労働者層が半数以上（61.3%）を占めています。

国籍別の年齢（参考資料P42記載）をみると、ベトナム国籍の人やネパール国籍の人、インドネシア国籍の人は、20歳代、30歳代の若年層が大半を占め、フィリピン国籍の人やペルー国籍の人、中国国籍の人は、40歳代、50歳代の中年層が他の国籍に比べて多いなどの特徴があります。

5歳階級年齢別 外国人住民数（令和7年6月末現在）

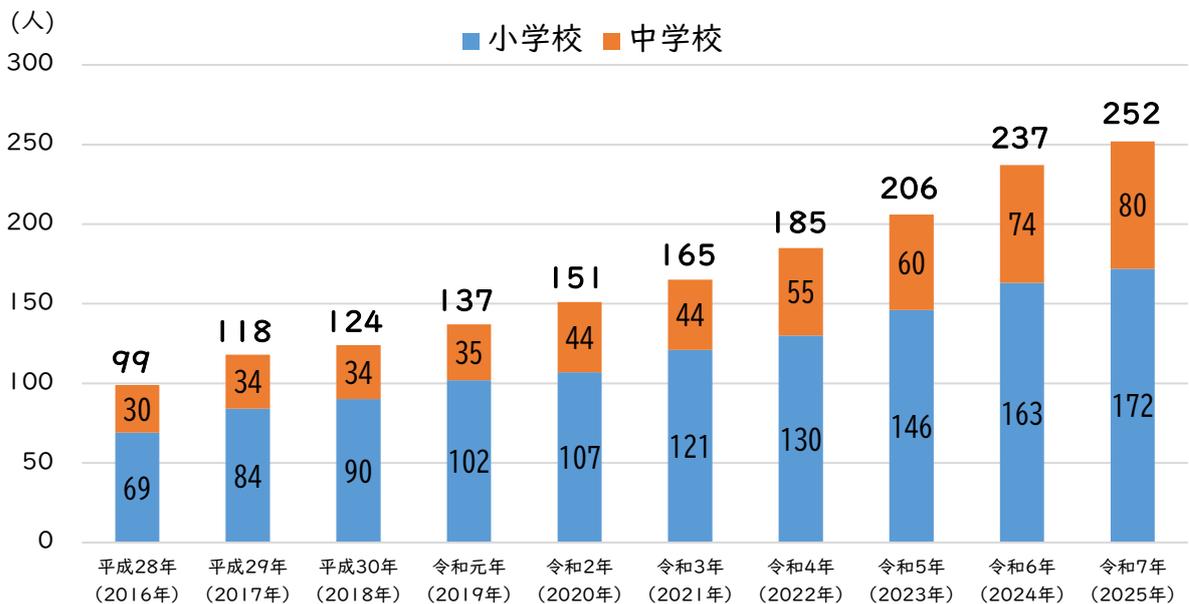


(4) 外国人児童生徒数の推移

外国人児童生徒数（小学生・中学生）については、令和7年5月1日現在で、252人になっています。本市の総児童生徒数は、小学生6,821人、中学生3,531人の合計10,352人であり、外国人児童生徒の占める割合は、2.4%になっています。

外国人住民数と同様、外国人児童生徒数も増加傾向にあり、平成28年から令和7年までの9年間で99人から252人へと大幅に増加しており、約2.5倍になっています。このことから、外国人児童生徒等への日本語教育や適応指導の重要性が年々高まっている状況が分かります。

外国人児童生徒数 推移（各年5月1日現在）



TOPICS!

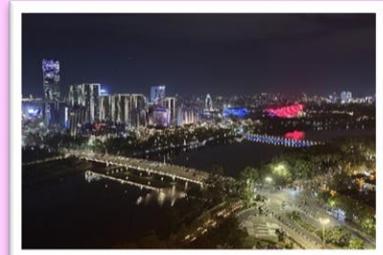
栃木市の友好交流都市 ～中国浙江省金華市～

栃木市は中国浙江省金華市と、1994年に友好都市に関する協定を締結し、それ以来、教育、文化を中心とした交流を図ってきました。

令和7年には、17年ぶりに栃木市長が、市民訪中団とともに金華市を訪問し、引き続き両市の友好交流を推進するため、金華市長と確認書を締結しました。

金華市では、日本語を学んでいる若者がたくさんいるので、今後は両市の若者による教育交流を特に推進し、両市の友好関係の発展と本市のグローバル化を図っていきます。

※栃木市はアメリカ合衆国インディアナ州エバンズビル市とも姉妹都市の関係にあります。



2 これまでの取組

本市の外国人住民数は急速に増加しており、日常の生活において、外国人を見かけることが当たり前になってきています。

これまで、本市では、外国人住民への行政サービスや日本人住民と外国人住民との交流活動、外国人住民のための支援活動など、様々な事業や取組を実施してきました。

(1) 栃木市主催の主な事業・取組

| 市担当課 | 事業・取組名 | 内容 |
|---------|---------------------------------------|---|
| 総合政策課 | 国際交流協会補助金 | 市から栃木市国際交流協会の運営に係る経費を補助金として交付 |
| | 外国人住民支援事業交付金 | 出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金を活用して栃木市国際交流協会により一元的相談窓口を設置 |
| 広報課 | 外国人住民と市長との意見交換会（インターナショナルトーク） | 本市の外国人住民と市長との意見交換会を開催、外国人の生活に関する諸問題や日頃感じていることについて意見交換 |
| 危機管理課 | 避難所におけるコミュニケーション補助 | 避難所（23か所）に、多言語表示シートと避難所用コミュニケーションボードを設置 |
| | 栃木市災害時多言語支援センター設置に関する協定 | 栃木市国際交流協会との協定により、災害時に栃木市災害時多言語支援センターを設置 |
| 市民生活課 | 消費者トラブルに関する多言語版チラシの配布 | 消費者トラブルに関するチラシを作成し、5か国語に翻訳して配布 |
| 交通防犯課 | 多言語版ふれあいバス時刻表の作成 | 5か国語版の時刻表を作成し、市窓口、蔵なび、栃木市国際交流協会等で配布 |
| クリーン推進課 | ごみと資源の収集日カレンダー及びごみと資源の分け方・出し方の多言語版の作成 | 「ごみと資源の収集日カレンダー」（収集コースと分別区分の欄のみ）を7か国語、「分け方・出し方」を8か国語で作成 |
| | 外国人向けごみ分別講座の開催 | 外国人を雇用している事業所や日本語学校などを対象に、ごみ分別講座を開催 |
| | ごみ分別アプリ・WEB版「さんあ〜る」 | 外国人向けにごみ分別アプリ・WEB版の「さんあ〜る」でごみ出しに関する情報提供 |
| 健康増進課 | 外国語予診票の配布及びデジタル予診票の多言語対応 | 外国語予診票の希望者への配布及びデジタル予診票の14か国語対応 |
| | 子育てアプリ「栃木市すくすくナビ」の多言語対応 | 「栃木市すくすくナビ」のアプリ版・WEB版とも16か国語対応 |

第2章 栃木市の現状と課題

| 市担当課 | 事業・取組名 | 内容 |
|-----------|-----------------------------|---|
| こども家庭センター | 多言語版母子健康手帳の交付 | 外国語と日本語の2か国語を併記した母子健康手帳を多言語で用意し、希望者に配布 |
| 観光振興課 | インバウンド事業 | 栃木市を訪れる外国人観光客への受入環境整備（Wi-Fi環境・外国人観光客一日市民パスポート運用） |
| 消防総務課 | 防災セミナー「外国人のための緊急通報等の説明会」の開催 | 外国人住民を対象として、消防団員、消防職員が119番通報の方法、AEDの使用法、消火器の使用法を説明 |
| 通信指令課 | 119番外国人電話通訳事業 | 日本語が話せない外国人からの通報や災害現場において通訳が必要となった場合、多言語通訳センターを介して3者間で通話、24時間365日、緊急通報体制を確保 |
| 学校教育課 | 外国人児童生徒等に対する支援事業 | 市内の公立小中学校に在籍し、日本語指導を必要としている外国人児童生徒等（保護者が外国人で指導が必要な日本人児童生徒や帰国児童生徒等を含む）に対して、日本語指導・適応指導を実施 |
| | 多言語による進学・学校生活ガイダンスの実施 | 外国人児童生徒等及びその保護者に対して、母語通訳者による説明を通して、日本の教育制度や高校受験の仕組みなどについて説明 |
| | 緊急メール配信システムの多言語対応 | 市内の公立小中学校から保護者宛てのメール連絡等の多言語対応を実施 |
| 文化課 | 外国人留学生に対する県内文化施設無料入館制度 | 外国人留学生の下記施設入館料を免除 ・おおひら歴史民俗資料館 ・おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」 |
| 各課共通 | 通訳支援事業の活用 | 出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳）を活用した窓口での円滑な対応 |
| | 多言語化した各種行政資料の配布 | 「国民健康保険制度」「国民年金制度」「こども医療費助成制度」「妊産婦医療費助成制度」「就学時健康診断時における子育て講座」など、各種制度について、翻訳した資料を配布 |
| | 催告書等の多言語対応 | 税金や水道料金が未納となっている外国人への催告書、放置自転車に対する警告札など、多言語で対応 |

(2) 栃木市国際交流協会主催の主な事業・取組

| 事業・取組名 | 内容 |
|------------------------------------|---|
| 外国人相談窓口の設置 | 栃木市国際交流協会及び市役所にて、英語・スペイン語で対応 |
| 英語通訳の派遣 | 大平地域づくり推進課に、週1回英語通訳を派遣 |
| 通訳・翻訳業務 | 小中学校・特別支援学校等で行われる面談、外国人住民から依頼の病院・年金事務所等へ通訳者を派遣 市役所から依頼の文書、外国人住民から依頼の市役所・出入国管理庁・大使館等へ提出する公文書の翻訳 |
| 日本語教室の開催 | 日本語教師や日本語学習支援者により、外国人住民が日本語や生活に関することを学ぶ場を無料（一部有料）で提供 |
| 日本語学習支援者養成講座・研修会の開催 | 地域の日本語教室で外国人学習者に寄り添いながら学びをサポートする人材を育成 |
| とちぎ蔵の街自主夜間中学の開催 | 毎週日曜日に開催し、外国人住民も含め、学びたい人が誰でも学べる機会を提供 |
| 日本語スピーチコンテストの開催 | 外国人住民の日頃の学習や活動の成果を発表する機会として、また、日本人住民が外国人住民の意見を聴く機会として開催 |
| 語学講座の開催 | 英会話教室等を開催 |
| 地域コミュニティラジオ（FMくらら857）での多言語による情報の発信 | 外国人住民に必要な市政情報を伝える番組「多言語情報コーナー」を月1回7言語で放送 多文化共生を啓発する番組「海のおここの暮らし～ダイバーシティ in 栃木市～」を月1回放送し、外国の文化や習慣等を紹介 |
| 外国人向けニュースレターの発行 | 栃木市の市政情報（4言語）を市内学校・企業等に配布 |
| 外国人対象の説明会・交流活動の開催 | ごみの分け方出し方、正しい自転車の乗り方、防災等に関する知識を身につける説明会や地域の特性を活かした交流活動を開催 |
| 外国人のための消防団入団説明会・防災セミナーの開催 | 外国人住民の防災に関する意識を高め、地域の防災リーダーを育成するために開催 |
| 外国人住民代表者会議の開催 | 外国人住民の各国代表者が意見交換を行う会議を開催 |
| 国際理解教室の開催 | 市内小中高等学校等の依頼により、外国人講師を派遣し、外国や多文化共生に関する授業を実施 |



外国人住民と市長との意見交換会



外国人のための防災セミナー

3 アンケート調査の結果

令和7年7月～8月に、本プランの策定に向けた現状把握や課題抽出のため、市内の日本人住民と外国人住民に対して、以下のとおり、多文化共生に関するアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

日本人住民へのアンケート調査

| | |
|------|--|
| 対象者 | 栃木市に住んでいる13歳以上の日本人住民 |
| 対象者数 | 1,800人 ※栃木市住民基本台帳から無作為で抽出して郵送にて依頼 |
| 設問数 | 23問 |
| 設問内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本事項 4問 (性別・年齢・居住地域・習得言語) ・基本意識 7問 (多文化共生や外国人住民の増加に関する意識など) ・交流 4問 (外国人との交流経験、交流に関する意識など) ・支援 4問 (支援の経験やあるべき支援の姿など) ・市及び国際交流協会の取組 4問 (市の取組認知、重点事項、自由意見など) |
| 回答方法 | <ul style="list-style-type: none"> ①返信用封筒を使用して回答用紙を提出 ②Google フォームからのオンライン回答 |
| 回答者数 | 658人 (郵送回答463人・オンライン回答195人) |
| 回収率 | 36.5% |

外国人住民へのアンケート調査

| | |
|------|--|
| 対象者 | 栃木市に住んでいる中学生以上の外国人住民 ※栃木市国際交流協会会員や外国人住民が所属する市内学校(専門学校・日本語学校・中学校)、企業、団体等にチラシを配付して依頼 |
| 設問数 | 41問 |
| 設問内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・あなたのこと 9問 (性別・年齢・国籍・居住地域・在留資格・言語など) ・仕事のこと 4問 (就労状況・職種・職場環境など) ・生活のこと 13問 (住居状況・移動手段・生活課題・住みやすさなど) ・学校や日本語のこと 8問 (日本語能力・学習状況・学習環境・学習拠点など) ・交流のこと 7問 (拠点希望・交流経験・交流希望・自由意見など) |
| 回答方法 | Google フォームからのオンライン回答 |
| 回答言語 | 8か国語 ※やさしい日本語、英語、スペイン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語 |
| 回答者数 | 280人 |

(2) アンケート結果

アンケート結果は、別冊『「栃木市多文化共生推進プラン」策定に向けたアンケート調査（日本人住民・外国人住民）』のとおり。

(3) アンケート結果の注意点

①アンケート回答の公表について

アンケートの回答は、単純集計を行い、自由記述も基本的にはそのまま公表していますが、個人を特定するような回答、設問内容とは全く関係のない回答については、一部公表を控えています。

②アンケート結果と実情について

アンケートの結果は、単純集計に基づき、そのまま公表していますが、集計結果が必ずしも実情を表しているわけではありません。

例えば、日本人住民へのアンケート Q9「あなたは、栃木市に外国人住民が増えることで、地域社会にどのような影響が出ていると思いますか」という質問に対して、「治安が悪くなっている」と回答した人が一番多い結果となりましたが、実際に外国人住民が増えたことにより、犯罪件数が増えたというデータは存在しません。全国的なデータによると、平成16年から令和5年にかけて在留外国人数が約2倍になった一方で、刑法犯で検挙された外国人の人数は34%減少しています。（法務省「犯罪白書」より）



国や栃木県の多文化共生に関するアンケート調査

「多文化共生」について、全国的に関心が高まっており、国や栃木県でもアンケート調査が実施されています。これらの調査結果では、外国人住民の生活支援、言語対応、地域社会での交流促進など、現状や課題が整理され、クロス集計の結果により、「若年層ほど外国の文化や習慣を学んでみたいと思っている」「外国人との交流頻度が高い日本人ほど多文化共生推進に対し、積極的である」など、全体的な傾向を知ることができます。



【出入国在留管理庁】
外国人との共生に
関する意識調査
(令和6年3月)



【栃木県】
地域国際化実態調査
(令和7年3月)

(4) アンケート結果から見てきたこと

日本人住民へのアンケート調査

- ◆日本人住民は、外国人住民と共生するために、まずは外国人住民が日本の習慣やルールを守ってほしいと考えている人が多いため、生活オリエンテーション等の実施が必要です。
- ◆外国人住民に対してネガティブまたは排他的な意見を持っている日本人住民も存在するため、根拠のない風説に流されないように注意するとともに、外国人住民に対する差別や偏見をなくし、異なる文化や習慣への理解を促進する取組が必要です。
- ◆一方、外国人住民と交流したい、外国人住民のために手助けしたいと考えている日本人住民も存在するため、外国人住民と交流する機会を創出し、相互理解の場を提供することで、外国人住民とつながるきっかけづくりが必要です。

外国人住民へのアンケート調査

- ◆外国人住民は、栃木市に対して全体的に好意的な意見が多く、日々の生活の中で「困っていることはない」「いやな思いをしたことがない」と回答した人が多かったが、市や栃木市国際交流協会に対する要望も確認され、お金や日本語でのコミュニケーションで困っていると回答した人も存在するため、必要な情報が届き、気軽に相談できる体制づくりを行う必要があります。
- ◆避難所や自治会について知らないと回答した人が多く、地域とのつながりが希薄な部分があることから、生活オリエンテーション等の中で、日本の習慣やルール、避難所、自治会について説明するとともに、日本人住民や地域とつながるきっかけづくりが必要です。
- ◆栃木市国際交流協会が実施している外国人相談窓口や日本語教室は、外国人住民のニーズは高いが、まだまだ広く知られていない現状があるため、より積極的な周知が必要です。



TOPICS!

「とちぎ蔵の街自主夜間中学」を開催しています

令和6年10月から栃木市国際交流協会と「とちぎに夜間中学をつくり育てる会」が協力して、「とちぎ蔵の街自主夜間中学」を毎週日曜日の午前中に開催しています。年齢も国籍も多様な人が学んでいる公立夜間中学のような学びの場を市民の手でつくりたいという思いがあり、午前中開催ですが「夜間中学」という言葉を使っています。



自主夜間中学とは、「だれでも いつからでも いつまでも」無料で学べる場で、ボランティアスタッフがマンツーマン方式を軸にして学習者を応援しています。多様な人が学ぶとともに交流して、地域の多文化共生の輪が広がっています。

※令和8年4月には県内で初めて公立夜間中学「栃木県立とちぎ学びの夢学園」が栃木市にある学悠館高校内に開校します。

4 多文化共生社会の実現に向けた課題

アンケート調査の結果や栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会の参加者からの意見等を総括すると、多文化共生社会の実現に向けて、主な課題として、以下の7つがあげられます。

(1) 多文化共生社会の啓発・普及活動の展開

日本人と外国人とがともに暮らすなかで、日常生活の様々な場面において、生まれ育った国の文化や習慣、ルールの違いから、互いにストレスを感じたり、時としてトラブルの原因になったりすることがあります。同じ栃木市民として、ともに生活するために、外国人住民には日本の文化や習慣、ルールを理解して学んでもらうとともに、日本人住民にも異文化を理解し、違いを認め合う多文化共生社会を広く啓発、普及していく取組が求められています。

(2) 生活の安全・安心の確保

日本人住民と同じく、外国人住民にとっても、生活の安全・安心の確保は、栃木市で暮らすうえで、最重要条件の一つです。特に、災害時や病気になった時など、言葉の壁、自国との制度や環境の違いなどにより、必要な情報が届かず、命に危険が及ぶことも考えられます。

外国人住民の防災・防犯に対する理解や意識を高める取組や、必要な医療が届くように、多言語による案内など、対策が求められています。

(3) 言葉の壁の解消

外国人が日本で生活する上で、最も大きな障壁が「言葉」です。日本語が分からないがために、必要な情報が届かなかったり、誤解が生じてトラブルに巻き込まれたり、生活の中で様々な不便が生じてしまいます。また、行政サービスにおいても、外国語による窓口の案内や書類の整備が行き届いていないのが現状です。

日本語を学びたい外国人住民が気軽に学べる環境づくりや行政における多言語での案内体制の整備、「[※]やさしい日本語」の普及によるコミュニケーションの円滑化など、「言葉の壁」を解消する取組が求められています。



※「やさしい日本語」…外国人や子供、高齢者、障がいのある人など、日本語を母国語としない人や、日本語が苦手な人にも分かりやすく伝えるための、工夫された簡単な日本語のこと

(4) 外国人児童生徒等の学校教育の充実

本市では外国人児童生徒が年々増加しており、日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。日本人の子供たちと同じように、外国人の子供たちが一緒に学び、学校生活を送れるように、保護者への多言語での案内等も含めて、学校教育の充実が求められています。

(5) 外国人雇用企業との連携推進

外国人の主な来日目的の1つは就労です。特定技能や技能実習の在留資格で来日し、市内企業への就職をきっかけに、本市で暮らしている外国人住民もたくさんいます。外国人労働者は、人手不足の解消や地場産業の維持のためには不可欠な存在です。そのような外国人住民が、同じ栃木市民として、ともに気持ちよく働けるように、就労環境を整備するとともに、地域住民として本市での生活に早く慣れてもらえるように、生活オリエンテーションの実施や日本語教育の推進など、外国人雇用企業と連携した取組が求められています。

(6) 身近な地域での市民交流の促進

外国人住民は、同じ地域に住んでいても、日本人住民との接点が少なく、それが故に地域の習慣やルールになじめず、日常生活においてトラブルに発展することもあります。外国人住民も同じ地域住民として、挨拶を交わし、自治会や地域のイベント等の市民活動への参加を促すなど、身近なところから市民交流の輪を広げることが求められています。

(7) グローバル化への対応と協働の地域づくり

地方においてもグローバル化が進むなか、市民の国際感覚を高め、多文化共生社会の担い手を育成する必要があります。また、外国人住民を単なる支援対象ではなく、地域の明るい未来を築いていく仲間として捉え、互いに理解を深め、意識改革を図りながら、対等な立場で、ともにまちづくりに取り組んでいくことが求められています。



TOPICS!

市内に外国人が経営するカレー屋さんは何軒ある？

栃木市に住む外国人住民が増えるとともに、外国人が経営する飲食店も増えています。特に、ネパール人やスリランカ人が経営するカレー屋さんが増えており、Google マップで検索すると、その数はなんと14軒ありました（2025年12月現在）。

カレー屋さんだけではなく、中華料理屋さん、ベトナム料理屋さん、※ハラフードを扱うお店など、外国人が経営するお店が増えています。

「外国人と仲良くなりたいけど、なかなかきっかけがない」という人は、そんなお店に行って、店員さんに話しかけてみれば、多文化共生が少し身近な存在になるかもしれません。

※ハラフード…イスラム教の戒律（イスラム法）で食べることが許されている」食品や料理



第3章 プランの基本理念と基本目標

1 基本理念（目指すべき姿）

現在、栃木市では、それぞれ異なる国や地域で生まれ育ち、様々な文化や背景、置かれている状況を持つ人々がともに暮らしています。

多文化共生とは「互いの文化や考え方の違いを理解し、それらを社会の力として生かしながら、誰もが尊厳を持って安全安心に暮らせる社会を築いていくこと」です。

これは、外国人住民を単なる支援対象としてだけではなく、地域づくりの主体として捉える視点に立ち、外国人住民や外国にルーツを持つ人、そして日本人住民が互いの文化的違いを認め合い、尊重しながら協力し合うことで、ともに活力ある地域社会の形成を目指していくことです。

この「ともに」をキーワードとして、日本人住民と外国人住民が、同じ目的に向かって、協力し合いながら地域社会を築いていく「協働」の実現を目指し、以下の基本理念を定めます。

基本理念（目指すべき姿）

ともにつくる 多文化共生のまち 栃木市



2 基本目標

基本理念の実現を目指し、多文化共生を推進するため、4つの基本目標を掲げ、これらをもとに様々な施策、事業、取組を展開します。

| | |
|--|---|
|  <p>生活</p> | <p>基本目標 1</p> <p>とものくらす ～誰もが安心して住める環境づくり～</p> <p>基本目標1は、日本人住民と外国人住民の双方が、本市で安心して生活するために、生活オリエンテーションの実施や相談窓口の充実、多言語（やさしい日本語含む）での情報発信などに努め、誰もが住みよい環境の実現を目指します。</p> |
|  <p>教育</p> | <p>基本目標 2</p> <p>ともになまぶ ～誰もが主体的に学べる体制づくり～</p> <p>基本目標2は、言葉の壁の解消や教育機会の確保に努め、外国人児童生徒等への支援を充実させるなど、誰もが主体的に学べる体制づくりを目指します。</p> |
|  <p>仕事</p> | <p>基本目標 3</p> <p>ともにはたらく ～誰もが成長・活躍できる職場づくり～</p> <p>基本目標3は、県や市内企業、外国人雇用企業と連携し、外国人労働者を必要としている企業への雇用促進や労働環境の確保、留学生の就職促進、情報発信などに取り組みます。</p> |
|  <p>交流・協働</p> | <p>基本目標 4</p> <p>ともにかがやく ～誰もが社会に参画できる地域づくり～</p> <p>基本目標4は、日本人住民と外国人住民との交流機会を増やし、外国人住民の地域社会への参画を促すことで、ともに活力ある地域社会をつくっていく協働の実現を目指します。</p> |

第4章 プランの内容と推進

1 施策事業の体系

基本理念、基本目標をもとに、以下の体系で施策を展開します。



2 施策事業の内容

基本目標Ⅰ 【生活】ともにくらす ～誰もが安心して住める環境づくり～

■現状と課題

本市に住む外国人住民は年々増加し、日常生活において外国人と接する機会は増え、市民生活の国際化は急速に進んでいます。一方で、文化や習慣、ルールの違いから、日本人住民の中には外国人住民が増加することでトラブルが増えるなどと心配している人がいます。

同じ市民として、ともに安心して暮らしていくために、外国人住民に日本の文化や習慣、ルールを理解してもらい、本市で生活するうえで必要な情報が外国人住民に行き届くような取組が求められています。また、言語の壁、自国との制度や環境の違いから、行政サービスが行き届いていない、災害時や病気になった時に必要な支援が受けられていないなど、様々な課題を抱えています。

■施策の方向と主な事業・取組

①外国人相談窓口の充実

外国人住民が本市で安心して生活できるように相談体制の充実及び相談窓口の周知を図ります。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|------------|----|---------------------------------------|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 外国人相談窓口の充実 | 継続 | 栃木市国際交流協会及び市役所での相談窓口を充実させ、積極的周知を図ります。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |

②行政・生活情報の多言語化

外国人住民が本市で生活するうえで必要な情報（税・子育て・福祉・医療等）が行き届くように、窓口での多言語対応や行政資料の多言語化、各種媒体での多言語情報の発信などを進めます。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--------------|----|---|--------|----|-----|-----|-----|------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 窓口・各種資料の多言語化 | 継続 | 出入国在留管理庁の通訳支援事業や自動翻訳アプリ等を活用した窓口での多言語対応や行政資料の多言語化（やさしい日本語含む）を図ります。 | | | | | | 各課 |

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-------------------------|----|---|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 地域コミュニティラジオで多言語による情報の発信 | 継続 | FM くらら 857 で、外国人住民に必要な情報を多言語で発信する「多言語情報コーナー」を放送します。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |
| 外国人向けニュースレター発信 | 継続 | 市政情報を多言語化し、市内学校・企業等に発信します。 | | | | | | |

③生活オリエンテーションの実施

外国人住民に日本の文化や習慣、ルールを理解してもらえるように市内企業や学校と連携し、生活オリエンテーションを実施します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-----------------------|----|--|--------|----|-----|-----|-----|----------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 転入外国人への生活オリエンテーションの実施 | 新規 | 転入届を提出した外国人 [※] に、生活オリエンテーションの資料を配布します。 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 総合政策課 市民生活課 |
| 出前講座や外国人住民への説明会の実施 | 継続 | ゴミの分け方・出し方、自転車の正しい乗り方、防災に関する活動など、市内企業や学校等で、出前講座や説明会を実施します。 | | | | | | |

※生活オリエンテーションの内容は、ゴミの分け方・出し方（クリーン推進課）や、自治会のこと（地域政策課）、避難所のこと（危機管理課）など生活に関する全般的な内容です。また、出入国在留管理庁が作成した生活オリエンテーション動画も見てもらうように案内します。

④子育て・福祉・医療サービスの提供

外国人住民が安心して暮らせるように、日本人住民と同様に、子育て、福祉、医療サービスが受けられるよう受入体制の整備や多言語対応（やさしい日本語含む）、制度の周知等を図ります。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|---------------|----|-----------------------------------|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 多言語版母子健康手帳の交付 | 継続 | 外国語（10か国語）と日本語の2か国語を併記した手帳を交付します。 | | | | | | こども家庭センター |

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--------------|----|-------------------------------------|--------|----|-----|-----|-----|--------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 予診票の多言語対応 | 継続 | 多言語で予診票(デジタル含む)を準備し、利用促進を図ります。 | ▶ | | | | | 健康増進課 |
| 国民健康保険の周知、広報 | 継続 | 国民健康保険制度を周知し、加入・納税を促進します。 | ▶ | | | | | 保険年金課 税務課 |
| 子育てアプリの多言語対応 | 継続 | 子育てアプリ「栃木市すくすくナビ」を多言語対応し、利用促進を図ります。 | ▶ | | | | | 健康増進課 |

⑤災害時等の協力体制整備

外国人住民が災害弱者とならないように、災害時には栃木市災害時多言語支援センターを設置するとともに、日頃から防災、防犯に対する意識を高めるための取組を実施します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--------------------|----|---|--------|----|-----|-----|-----|--------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 栃木市災害時多言語支援センター設置 | 継続 | 災害時には栃木市災害時多言語支援センターを設置し、外国人に対応します。 | ▶ | | | | | 危機管理課 栃木市国際交流協会 |
| 避難所におけるコミュニケーション支援 | 継続 | 避難所に多言語表示シートやコミュニケーションボードを設置します。 | ▶ | | | | | 危機管理課 |
| 防災セミナー等の開催 | 継続 | 外国人住民を対象に、「緊急通報等の説明会」等、防災に関するセミナーを開催します。 | ▶ | | | | | 消防総務課 |
| 防災・防犯リーダーズクラブの設立 | 新規 | 防災・防犯リーダーズクラブを設立し、外国人住民の防災・防犯に対する意識を高めます。 | ■ | ▶ | | | | 栃木市国際交流協会 |

基本目標2 【教育】ともにまなぶ ～誰もが主体的に学べる体制づくり～

■現状と課題

本市における外国人住民の増加に伴い、外国人児童生徒数も年々増加しています。

日本語の指導や日本の学校への適応指導及び支援が必要な生徒が増えているなか、外国人の生徒が日本人の生徒と一緒に学び、生き生きと学校生活を送るためには、市全体での体制づくりや保護者への多言語（やさしい日本語含む）での案内など、様々な対応が求められています。

併せて、全ての生徒が、自分とは異なる文化や歴史、考え方など多様性を受容し、国際社会の一員としてともに生きようとする国際感覚の育成が求められています。

また、日本語を学びたい外国人住民が、いつでも誰でも主体的に学ぶことができる体制づくりも必要となっています。

■施策の方向と主な事業・取組

①日本語教育の推進

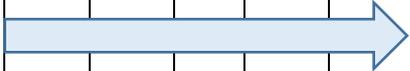
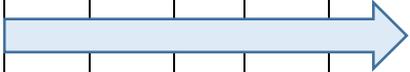
日本語教室の開催し、外国人住民が日本語や日本での生活に関することを学ぶ機会を提供します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-----------------|----|--|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 日本語教室の開催 | 継続 | 外国人住民が無料（一部有料）で気軽に日本語や日本での生活に関することを学ぶ機会を提供します。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |
| 日本語学習支援者養成講座の開催 | 継続 | 日本語教室で、外国人住民の学びをサポートする支援者を養成します。 | | | | | | |

②外国人児童生徒等への支援

日本語指導や適応指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実を図ります。また、外国人児童生徒等の保護者に対し、日本の教育制度への理解を深めるための多言語（やさしい日本語含む）による進学・学校生活ガイダンスや、学校からの連絡等の多言語対応を実施します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--------------|----|--|--------|----|-----|-----|-----|-------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 外国人児童生徒等への支援 | 継続 | 小中学校に在籍している外国人児童生徒等に対し、必要な日本語指導・適応指導及び支援を行います。 | | | | | | 学校教育課 |

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--|----|--|--------|----|-----|-----|-----|-------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 多言語による進学・学校ガイダンスの実施 | 継続 | 外国人児童生徒等及び保護者に対して、日本の教育制度等への理解を深める場を提供します。 | | | | | | 学校教育課 |
|  | | | | | | | | |
| メール配信システム等の多言語対応 | 継続 | 学校から保護者宛てのメール連絡等の多言語対応に努めます。 | | | | | | 学校教育課 |
|  | | | | | | | | |

③教育機会の確保

自主夜間中学により、いつでも誰でも学べる機会を提供します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--|----|---|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| とちぎ蔵の街自主夜間中学の開催 | 継続 | 毎週日曜日の午前中に開催し、外国人住民も含め、学びたい人が、いつでも誰でも学べる機会を提供します。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |
|  | | | | | | | | |

④国際教育の推進

小中学校において、多様な文化や歴史、考え方に触れ、受容性を高める活動の充実を図ります。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--|----|--|--------|----|-----|-----|-----|-------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| グローバルデー・グローバルアワーの実施 | 継続 | 小中学校において、外国の多様な文化や歴史等に触れる機会の充実を図ります。 | | | | | | 学校教育課 |
|  | | | | | | | | |
| 国際理解教室の開催 | 継続 | 小中高等学校に外国人講師を派遣し、外国や多文化共生に関する授業を実施します。 | | | | | | 小中学校 栃木市国際交流協会 |
|  | | | | | | | | |

基本目標3 【仕事】ともにはたらく ～誰もが成長・活躍できる職場づくり～

■現状と課題

栃木市内で働く外国人の数は、年々増加しており、本市の産業活動において、人手不足の解消や地場産業の維持には欠かせない存在となっています。一方、特定技能や技能実習の在留資格で来日した若年層の多くは、日本の文化や習慣、ルール、就労環境に慣れていない人が多いのも実情です。

市内の企業が、必要な外国人を円滑に受け入れることができるよう支援するとともに、外国人労働者が良好な環境で働けるように、就労環境の整備に加え、地域住民として本市での生活に慣れてもらうための取組が求められています。

■施策の方向と主な事業・取組

①外国人雇用の促進と適正な労働環境の確保

県の「とちぎ外国人材受入支援センター」と連携し、外国人を必要としている企業等での雇用を促進し、外国人雇用企業のセミナー等の受講により、適正な労働環境の確保に努めます。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 | |
|-----------------------|----|---|---------------|----|-----|-----|-----|------|------------------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| とちぎ外国人材受入支援センターとの連携強化 | 新規 | とちぎ外国人材受入支援センターと連携を強化し、市内企業や農業経営者に活用を周知するなど、受入支援を図ります。 | ■ 検討 実施 | | | | | | 商工振興課 農業振興課 |
| 医療保険制度等の周知、加入促進 | 新規 | 市内企業等と連携し、医療保険制度や年金制度について、多言語パンフレット等により、周知・広報を行い、加入促進に努めます。 | ■ 検討 実施 | | | | | | 商工振興課 保険年金課 税務課 収税課 |

②留学生等の就職促進

市内専門学校や日本語学校に在籍する留学生等の市内企業への就職を促進します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 | |
|-----------|----|---------------------------------------|---------------|----|-----|-----|-----|------|-------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| 留学生等の就職促進 | 新規 | 市内専門学校や日本語学校に在籍する留学生等の市内企業への就職を促進します。 | ■ 検討 実施 | | | | | | 商工振興課 |

③市内企業との連携

外国人を雇用している市内企業等と意見交換会を実施し、生活オリエンテーションの実施や交流イベントへの参加など、地域住民として本市の生活に慣れてもらうための取組を推進します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|--------------------|----|---|--------|----|-----|-----|-----|----------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 外国人雇用企業等との意見交換会の実施 | 新規 | 市と外国人を雇用している市内企業等による意見交換会を実施し、生活オリエンテーションや日本語教育の実施、交流イベントへの参加等呼びかけます。 | ■ | → | | | | 総合政策課 商工振興課 |
| 協力確認書提出企業等との連携 | 新規 | ※協力確認書を提出した企業等に共生施策への協力やイベントへの参加を呼びかけるなど、連携を強化します。 | ■ | → | | | | 総合政策課 |

※「協力確認書」とは、特定技能外国人の受け入れに際し、受け入れ機関が地方公共団体（市区町村）の共生施策に協力する意向を示すための書類で、令和7年4月1日から当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体への提出が必要となりました。

基本目標4 【交流・協働】ともにかがやく ～誰もが社会に参画できる地域づくり～

■現状と課題

外国人住民は、同じ地域に住んでいても日本人住民と接点が少なく、それが故に地域の習慣やルールになじめず、日常生活においてトラブルに発展することがあります。国のアンケート調査によると、外国人と交流経験が多い日本人ほど、多文化共生の推進について、前向きな意見が多いことがわかっています。

日本人住民と外国人住民とが交流する機会を創出し、自治会や地域のイベント等の市民活動に参加を促すなど、身近なところから市民交流の輪を広げることが求められています。

また、地域におけるグローバル化が進むなか、市民が異文化を理解する機会を創出し、多文化共生の啓発や担い手を育成するために、研修や講座等を開催するとともに、海外の友好都市や姉妹都市との交流や外国人観光客へのおもてなしを推進することで、市民の国際感覚を高め、日本人住民と外国人住民とが同じ栃木市民として、ともに地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

■施策の方向と主な事業・取組

①日本人住民との交流機会創出

日本人住民と外国人住民との交流機会を創出するため、イベントや講座等を実施します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-----------|----|--|--------|----|-----|-----|-----|--------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 国際交流講座の開催 | 新規 | 日本人住民と外国人住民との交流機会創出のため、外国人住民が講師となる講座（各国文化・スポーツ交流、料理教室等）を実施します。 | ■ | → | | | | 総合政策課 栃木市国際交流協会 |

②外国人住民の社会参画促進

外国人住民が地域社会に参画し、日本人住民とともにまちづくりに取り組めるように促します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-----------------|----|--|--------|----|-----|-----|-----|--------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 日本語スピーチコンテストの開催 | 継続 | 外国人住民の日頃の学習や活動の成果を発表するため、日本語スピーチコンテストを開催します。 | → | | | | | 栃木市国際交流協会 |
| 自治会への加入促進 | 新規 | 外国人住民の加入促進のため、自治会の役割をまとめた多言語版「自治会のご案内」を作成し、自治会での活用を促します。 | ■ | → | | | | 地域政策課 |
| 外国人住民代表者会議の開催 | 継続 | 外国人住民の各国代表者が日常生活での課題等、意見交換する会議を開催し、市の施策の参考とします。 | → | | | | | 栃木市国際交流協会 総合政策課 |

③グローバルな地域社会づくり

市民の国際感覚を高めるために、友好都市の金華市や姉妹都市のエバンズビル市と交流を推進し、市民や生徒等を相互に派遣するほか、外国人住民が講師となり、語学講座等を開催します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-------------------|----|--------------------------------------|--------|----|-----|-----|-----|--------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 海外友好都市や姉妹都市との交流推進 | 継続 | 金華市やエバンズビル市に市民や生徒等を相互派遣し、交流機会を創出します。 | → | | | | | 総合政策課 栃木市国際交流協会 |

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|---------|----|-------------------------|--------|----|-----|-----|-----|-----------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 語学講座の開催 | 継続 | 外国人住民が講師となり、語学講座を開催します。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |

④多文化共生社会の啓発・普及

多文化共生社会の啓発・普及を図るため、多文化共生フォーラム等を開催します。また、多文化共生の担い手を育成するために、職員や市民に研修や出前講座を実施するとともに、日本人住民の異文化に対する理解を深めるため、外国の文化や習慣に関する情報を積極的に発信します。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|-------------------|----|--------------------------------------|----------|----|-----|-----|-----|--------------------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 多文化共生フォーラム等の開催 | 新規 | 広く市民に多文化共生の啓発、普及を図るために、フォーラム等を開催します。 | 実施 | | | | | 総合政策課 栃木市国際交流協会 |
| やさしい日本語研修の開催 | 復活 | 市民や職員向けにやさしい日本語研修を実施します。 | 検討 | 実施 | | | | 総合政策課 総務人事課 |
| 多文化共生出前講座の実施 | 新規 | 日本人住民に多文化共生への理解を深めてもらうため出前講座を実施します。 | 検討 実施 | | | | | 総合政策課 |
| 外国の文化や習慣に関する情報の発信 | 継続 | 地域コミュニティラジオ等で外国の文化や習慣に関する情報を発信します。 | | | | | | 栃木市国際交流協会 |

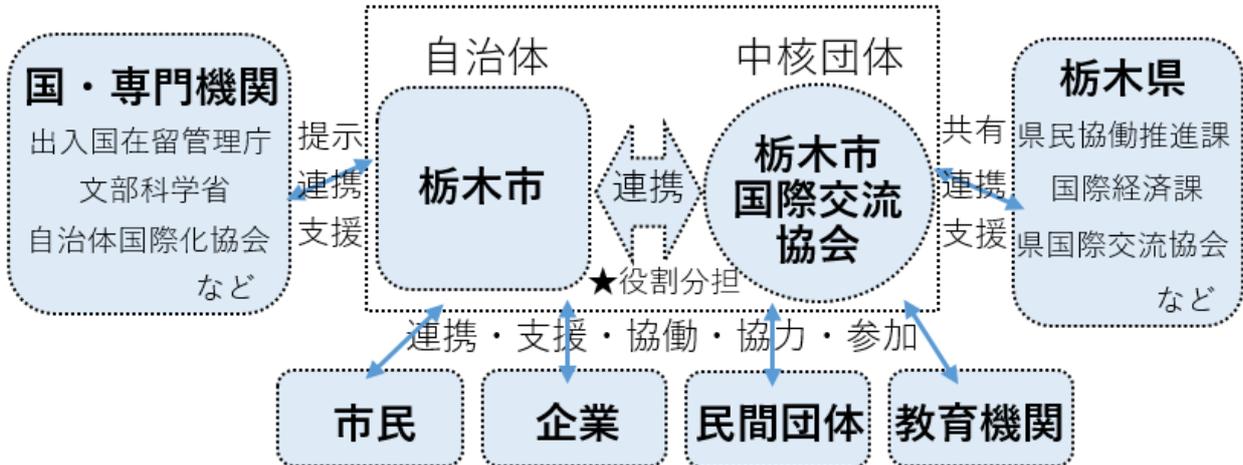
⑤外国人観光客へのおもてなし

本市を訪れる外国人観光客の満足度を高めるために、外国人観光客へのおもてなしや受入環境の整備を行います。

| 事業・取組 | 区分 | 内容 | スケジュール | | | | | 実施主体 |
|----------------------|----|-------------------------------------|--------|----|-----|-----|-----|-------|
| | | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| Wi-Fi 環境整備 | 継続 | 栃木駅や観光案内所でのWi-Fi環境を整備します。 | | | | | | 観光振興課 |
| 外国人観光客 日市民パスポートの運用 | 継続 | 外国人観光客が市民のように街歩きを楽しむための各サービスを提供します。 | | | | | | 観光振興課 |

3 プランの推進体制と活用

(1) プランの推進体制



それぞれの役割

①市民

日本人住民も外国人住民も、同じ栃木市民として、多文化共生を推進する主役です。

お互いの文化、生活、考え方の違いを理解、尊重し、多文化共生社会の実現に向けて、様々な活動に積極的に参加することが期待されています。

②企業

外国人は、本市の産業活動、経済活動を支える貴重な人材です。雇用する企業は、外国人労働者の良好な就労環境の整備に努めるとともに、地域住民の一員として、地域社会に溶け込めるように行政と連携した取組が求められています。

③民間団体

多文化共生社会づくりの活動は、NPO法人やボランティアなど、様々な民間団体の活動によって支えられています。各団体の持つノウハウやネットワークを活用し、多文化共生社会をけん引することが期待されています。

④教育機関

多文化共生社会において、「言葉の壁」は大きな障壁であり、日本語教育の充実は特に重要な取組です。また、外国人の子供たちは、将来、本市の国際化を推進する貴重な存在です。誰もが日本語を学べる環境をつくり、日本人と同じように外国人の子供たちが不自由なく学校生活を送り、安心して夢を育むために、学校は重要な役割を担っています。

⑤ 栃木市

行政サービスは市民生活を守る基礎サービスです。外国人住民の生活を守る福祉、健康、教育、就労など、全ての行政サービスが、日本人住民と同等に受けられるように、多言語（やさしい日本語含む）による案内や情報発信を行うなど、庁内全体が多文化共生の視点を常に持ち、日々の業務に取り組まなければなりません。また、本市の多文化共生社会づくりの中心として、市全体をけん引することが求められています。

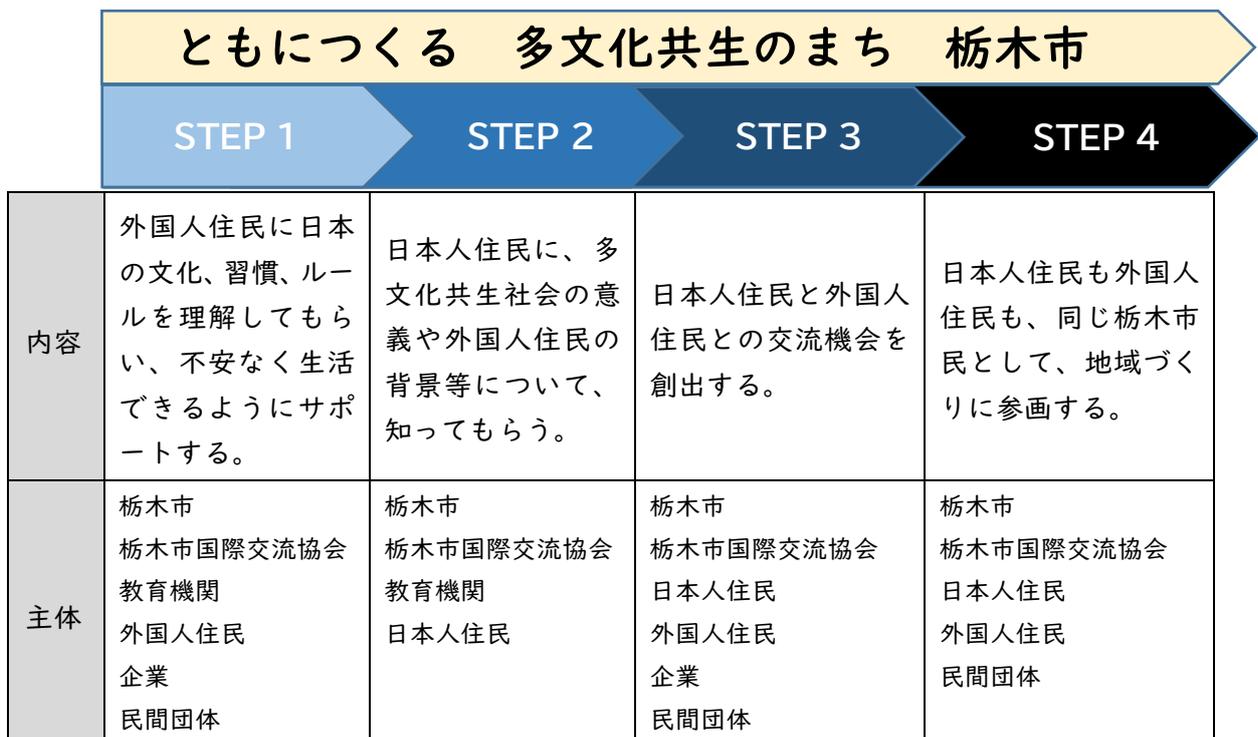
⑥ 栃木市国際交流協会

栃木市国際交流協会は、外国人相談窓口での対応や国際交流イベントの実施など、多文化共生の最前線に立ち、その推進に重要な役割を担ってきました。今後も市との連携を強化し、役割分担を明確にしながら、時代のニーズに合わせ、外国人住民の一番身近な存在として、様々な事業や取組の実施が求められています。

⑦ 国・専門機関・県

国は、国全体の多文化共生社会づくりの政策を立案し、その実現のために法制度の整備を行い、専門機関とともに地方公共団体の具体的な施策の推進を促すなどの役割を担っています。また、栃木県は県内の市町や国際交流協会、民間団体が展開する事業を支援するとともに、県全体として展開すべき事業を、市町とともに推進することが求められています。

※ 多文化共生社会の実現イメージ



※実際はSTEP1 からSTEP4に関わる施策事業を同時進行で実施し、多文化共生社会の実現を目指します。

(2) 市内の横断的連携

多文化共生に関する行政の施策・事業は、多岐にわたります。本プランを着実に実行するためには、市全体の課題として市内が横断的に連携し、多文化共生の視点を持って日々の業務に取り組む必要があります。

引き続き、市内検討会議を組織し、本プランの進行管理や連絡調整を行うとともに、多文化共生の意識醸成に取り組みます。

(3) プランの活用

本プラン策定後、多文化共生社会をともにつくっていく関係団体（学校・企業・民間団体等）に配布し、目標の共有を図ります。また、市広報紙や市ホームページ、出前講座等で、プランの周知を積極的に図り、多文化共生社会の啓発・普及に取り組みます。

また、国や県とも課題を共有し、施策・事業の展開に向けて、密接な連携を取り、必要な支援を受けながら、ともに多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

第 5 章 參考資料

I 栃木市多文化共生推進プランの策定経過

| 時 期 | 項 目 | 内 容 |
|---------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 令和7年5月13日 | 第1回 栃木市多文化共生推進プラン 庁内検討会議 | 策定方針とアンケート調査 について |
| 令和7年5月23日 | 庁議 | 策定方針とアンケート調査 について |
| 令和7年7月18日 ～8月31日 | 多文化共生に関するアンケート実施 (日本人住民・外国人住民) | 日本人住民 23 問 外国人住民 41 問 |
| 令和7年9月29日 | 第2回 栃木市多文化共生推進プラン 庁内検討会議 | アンケート調査結果につい て |
| 令和7年10月16日 | 第1回 栃木市多文化共生推進プラン 策定懇談会 | 基本方針とアンケート調査 結果について |
| 令和7年11月21日 | 第3回 栃木市多文化共生推進プラン 庁内検討会議 | プラン素案について |
| 令和7年12月11日 | 第2回 栃木市多文化共生推進プラン 策定懇談会 | プラン素案について |
| 令和8年1月9日 | 庁議 | プラン素案とパブリックコ メントについて |
| 令和8年1月30日 | 議員研究会 | プラン素案とパブリックコ メントについて |
| 令和8年2月2日～ 3月4日 | パブリックコメント | パブリックコメントの実施 |
| 令和8年3月25日 | 庁議 | パブリックコメント結果と プラン最終案について |
| 令和8年3月30日 | 公表 | 市ホームページ等で公表 |

2 栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱

栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 栃木市多文化共生推進プランを策定するに当たり、市民、関係団体等から広く意見を求めるため、栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、15人以内の参加者をもって構成する。

2 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 在住外国人の支援に従事する者
- (3) 留学生の受入れを実施する教育機関から選出された者
- (4) 日本語教育に関し専門的知識を有する者
- (5) 外国人を雇用する事業者
- (6) 栃木市自治会連合会から選出された者
- (7) 市内の小学校又は中学校における教職経験を有する教職員
- (8) 外国人のコミュニティ団体から選出された者
- (9) 栃木県国際交流協会から選出された者
- (10) 栃木市国際交流協会から選出された者
- (11) 公募による者
- (12) その他市長が必要と認める者

(依頼期間)

第4条 懇談会の参加者として依頼する期間は、2年以内とする。ただし、再び依頼することを妨げない。

(招集)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

(座長及び副座長)

第6条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇談会の会議の進行、調整等を行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会参加者

| NO | 区 分 | 所 属 | 所属における役職 | 氏 名 |
|----|----------|---------------|------------------------------|------------------|
| 1 | 学識経験者 | 宇都宮大学 | 名誉教授 | 田巻 松雄 (座長) |
| 2 | 在住外国人支援 | とちぎ行政書士法人 | 代表 | 鈴木 直弥 |
| 3 | 留学生受入 | 学校法人ヤマト学園 | 副校長 | 平野 孝展 |
| 4 | 日本語教育 | 栃木市国際交流協会 | 栃木市国際交流協会委嘱 地域日本語教育アドバイザー | 角田 亮子 |
| 5 | 外国人雇用 | 滝沢ハム株式会社 | 人事部長 | 鈴木 昌子 |
| 6 | 自治会 | 錦町自治会 | 役員 | 久留生 浩 |
| 7 | 学校 | 栃木県義務教育課 | 副主幹 | 山口 健一 |
| 8 | 外国人団体 | とちぎネパールコミュニティ | 代表 | ルイテル マヘス |
| 9 | 地域国際交流協会 | 栃木県国際交流協会 | 業務課係長 | 田島 亮子 |
| 10 | 地域国際交流協会 | 栃木市国際交流協会 | 事務局長 | 福田 栄治 (副座長) |
| 11 | 公募 | | | カリニョ マリオ コルプズ |
| 12 | 公募 | | | アビド イルサ |

あとがき

栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会は、各専門分野で多文化共生の推進に関わっている12名のメンバーによって構成されました。

懇談会では、様々な意見が飛び交い、「こういう考え方もあるのか」、「それはそうだ」、「全く思いつかなかった」と感心する場面が多くありました。

参加者の栃木市に対する、そして多文化共生に対するその熱い想いをプランに反映させることができたものと考えています。

私自身、令和6年10月から、栃木市国際交流協会との協働による「とちぎ蔵の街自主夜間中学」の活動を始め、宇都宮市から栃木市に通う生活となり、その中で年齢も国籍も違う様々な人々と出会いながら、栃木市の多様な魅力を日々発見しています。

これまでに開催した自主夜間中学のオープンキャンパスや自主夜間中学を題材とした映画「こんばんは」の上映会、シンポジウム「自主夜間中学は何を目指すのか」では、市長をはじめ、多くの関係者にご参加いただき、栃木市がよりぐっと近い存在となりました。

最後に、本プランの策定によって、栃木市が、日本人住民も外国人住民も、誰もが自分らしく輝けるまちとして、更に発展していくことを願っています。

そして、私にとっても新しい故郷になるかもしれない栃木市のまちづくりに、今後も関わっていきたいと考えています。

栃木市多文化共生推進プラン策定懇談会 座長 田巻 松雄

4 栃木市外国人住民数統計（在留資格別 国籍・地域）

出入国在留管理庁 令和7年12月12日公表データ（令和7年6月末現在の人数）

| 計/在留外国人数 | 国籍・地域 | | | | | | | | | | | | | | | | 計 |
|--------------|-------|------|-------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|---------|------|-------|----|---------|-----|-------|
| 在留資格 | ベトナム | ネパール | フィリピン | インドネシア | ペルー | 中国 | パキスタン | ミャンマー | スリランカ | タイ | バングラデシュ | ブラジル | カンボジア | 韓国 | アフガニスタン | その他 | 計 |
| 宗教 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 報道 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 高度専門職1号口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 経営・管理 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 4 | 37 | 0 | 11 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 3 | 81 |
| 教育 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 101 | 149 | 8 | 4 | 0 | 49 | 69 | 21 | 78 | 2 | 53 | 0 | 0 | 3 | 23 | 27 | 587 |
| 企業内転勤 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 5 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 |
| 介護 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 興行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 技能 | 0 | 49 | 0 | 0 | 0 | 11 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 66 |
| 特定技能1号 | 360 | 14 | 35 | 200 | 0 | 28 | 0 | 26 | 5 | 18 | 0 | 0 | 22 | 0 | 0 | 2 | 710 |
| 特定技能2号 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 技能実習1号イ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 技能実習1号ロ | 146 | 3 | 4 | 92 | 0 | 6 | 0 | 29 | 2 | 6 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 2 | 306 |
| 技能実習2号イ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 技能実習2号ロ | 279 | 2 | 10 | 172 | 0 | 16 | 0 | 88 | 0 | 18 | 6 | 0 | 39 | 0 | 0 | 4 | 634 |
| 技能実習3号ロ | 60 | 0 | 0 | 24 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 | 4 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 108 |
| 留学 | 29 | 224 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 6 | 23 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 294 |
| 家族滞在 | 41 | 167 | 6 | 3 | 0 | 40 | 108 | 2 | 57 | 2 | 43 | 0 | 0 | 1 | 20 | 21 | 511 |
| 特定活動 | 49 | 154 | 1 | 10 | 0 | 6 | 19 | 95 | 43 | 1 | 20 | 0 | 8 | 0 | 0 | 28 | 434 |
| 永住者 | 16 | 50 | 302 | 1 | 272 | 197 | 30 | 5 | 27 | 53 | 25 | 86 | 0 | 17 | 0 | 100 | 1,181 |
| 日本人の配偶者等 | 7 | 16 | 46 | 3 | 11 | 19 | 7 | 0 | 3 | 17 | 0 | 7 | 4 | 7 | 0 | 28 | 175 |
| 永住者の配偶者等 | 2 | 9 | 37 | 1 | 26 | 14 | 9 | 0 | 5 | 1 | 3 | 7 | 3 | 0 | 0 | 13 | 130 |
| 定住者 | 8 | 18 | 182 | 3 | 124 | 13 | 27 | 3 | 11 | 12 | 5 | 22 | 1 | 3 | 5 | 14 | 451 |
| 特別永住者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 0 | 7 | 52 |
| 総計 | 1,115 | 873 | 637 | 513 | 433 | 410 | 311 | 281 | 273 | 192 | 159 | 124 | 106 | 81 | 55 | 263 | 5,826 |

4 栃木市外国人住民数統計（年齢別 国籍・地域）

出入国在留管理庁 令和7年12月12日公表データ（令和7年6月末現在の人数）

| 計/在留外国人数 | 国籍・地域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|------|-------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|---------|------|-------|----|---------|-----|-------|
| 年齢（5歳階級） | ベトナム | ネパール | フィリピン | インドネシア | ペルー | 中国 | パキスタン | ミャンマー | スリランカ | タイ | バングラデシュ | ブラジル | カンボジア | 韓国 | アフガニスタン | その他 | 計 |
| 0～4歳 | 16 | 38 | 27 | 1 | 16 | 4 | 21 | 4 | 13 | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 5 | 12 | 166 |
| 5～9歳 | 6 | 24 | 32 | 0 | 21 | 12 | 22 | 2 | 17 | 2 | 12 | 8 | 0 | 0 | 2 | 10 | 170 |
| 10～14歳 | 3 | 15 | 39 | 0 | 27 | 17 | 18 | 2 | 11 | 2 | 5 | 6 | 0 | 0 | 3 | 7 | 155 |
| 15～19歳 | 43 | 15 | 30 | 22 | 31 | 13 | 29 | 2 | 3 | 1 | 6 | 4 | 4 | 0 | 3 | 2 | 208 |
| 20～24歳 | 369 | 193 | 36 | 233 | 22 | 13 | 18 | 81 | 23 | 22 | 11 | 5 | 17 | 1 | 9 | 9 | 1,062 |
| 25～29歳 | 354 | 176 | 48 | 178 | 13 | 25 | 25 | 105 | 52 | 51 | 22 | 8 | 31 | 4 | 8 | 20 | 1,120 |
| 30～34歳 | 219 | 136 | 86 | 62 | 27 | 21 | 43 | 57 | 45 | 38 | 14 | 7 | 36 | 3 | 6 | 37 | 837 |
| 35～39歳 | 77 | 129 | 51 | 10 | 33 | 54 | 39 | 15 | 26 | 12 | 32 | 12 | 13 | 6 | 7 | 39 | 555 |
| 40～44歳 | 20 | 81 | 78 | 4 | 41 | 63 | 30 | 6 | 37 | 8 | 13 | 8 | 5 | 3 | 2 | 25 | 424 |
| 45～49歳 | 2 | 43 | 68 | 0 | 33 | 52 | 24 | 4 | 26 | 6 | 16 | 11 | 0 | 9 | 9 | 15 | 318 |
| 50～54歳 | 3 | 11 | 59 | 3 | 34 | 48 | 13 | 2 | 7 | 13 | 8 | 8 | 0 | 12 | 1 | 20 | 242 |
| 55～59歳 | 2 | 9 | 44 | 0 | 41 | 39 | 16 | 1 | 10 | 15 | 9 | 12 | 0 | 9 | 0 | 23 | 230 |
| 60～64歳 | 1 | 2 | 23 | 0 | 45 | 21 | 11 | 0 | 3 | 14 | 4 | 16 | 0 | 14 | 0 | 19 | 173 |
| 65～69歳 | 0 | 1 | 12 | 0 | 32 | 20 | 2 | 0 | 0 | 5 | 3 | 6 | 0 | 3 | 0 | 9 | 93 |
| 70～74歳 | 0 | 0 | 3 | 0 | 11 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 7 | 38 |
| 75～79歳 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 6 | 23 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 | 3 | 12 |
| 総計 | 1,115 | 873 | 637 | 513 | 433 | 410 | 311 | 281 | 273 | 192 | 159 | 124 | 106 | 81 | 55 | 263 | 5,826 |

栃木市多文化共生推進プラン

～ともにつくる 多文化共生のまち 栃木市～

発行日 令和 8 (2026) 年 3 月

発 行 栃木県栃木市

編 集 総合政策部総合政策課

〒328-8686

栃木県栃木市万町 9 番 25 号

TEL 0282-21-2301

FAX 0282-21-2671